特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 (2023年) 7月 R

No. 15933 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[FAX] 03-3535-5347 [電話] 03-3535-3052

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆中国知財の最新動向 第38回 中国の「個人情報越境標準契約弁法」の公布(1)

中国知財の最新動向

中国の「個人情報越境漂準契約余法」の公布

BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠し

I. はじめに

2023年2月24日、国家インターネット弁公室は、 「個人情報越境標準契約弁法」(以下「本弁法」とい う)を公布した(施行日は2023年6月1日)。本弁法は、 全13条から構成され、「個人情報越境標準契約」のひ な形が添付されている。また、2023年5月30日、国 家インターネット弁公室は、「個人情報越境標準契 約届出指南(第1版)」(以下「本指南」という)を

公布した²。本指南は、標準契約の届出の書類・手 続に関する具体的事項を定めたガイドラインであり、 委任状及び標準契約等のひな形が添付されている。

周知のとおり、中国では、2021年11月1日より、「個 人情報保護法」が施行されている。個人情報保護法 38条1項によると、個人情報処理者が、業務上または その他の理由で中国域外に個人情報を提供する真の 必要性がある場合、いくつかの条件のうち一つを満た

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきました が、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、 論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知 られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、 職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企 業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882 FAX 03-6701-7231 E-mail jun20dai@gmail.com